

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地形・地質の概要

津南町の位置 津南町は新潟県の南端に位置し、町の北と東を十日町市に、南端を湯沢町、そして西側を 長野県栄村と接している。

(位置)

面積	位置		広ぼう		海拔	
	東経	北緯	東西	南北	最高	最低
170.21 k m ²	138度39分	37度00分	13.4 km	24.4km	2,145m	177m

(地形及び地質)

本町は西から貫流する信濃川とこれに合流する志久見川、中津川、清津川によって形成された雄大な河岸段丘に発達した町であり、信濃川沿岸、西部段丘、東部段丘、中津川沿岸 の四地区に大別できる。また地質で区分すると魚沼層群礫層で形成され、地滑り地形が多い信濃川左岸の山地、火山灰からなるローム層で形成された河岸段丘地域、火山の噴出物で形成された町の南部の火山山地の3つとなる。

標高は最低が177m(鹿渡新田)、最高が2,145m(苗場山)であり、集落配置の最低位は鹿渡新田の220m、最高位は前倉の750mである。

② 気候及び気象の概要

津南町は特に典型的な日本海式気候で、冬期は11月下旬～4月上旬までと長く、日本有数の豪雪地帯であり県内でも特に降雪量の多い地域となっている。また夏は、梅雨に入ると降雨量もかなり多くなるが、梅雨明け後は北西の涼風に恵まれ、高原性の爽やかな気候が続く。

雪に関して過去においての最大積雪量及び最大降雪量は、共に昭和59年であり、最大積雪量458cm、降雪量2,293cmを記録している。最も少なかった年は平成元年であり、最大積雪量122cm、降雪量527cmを記録している。

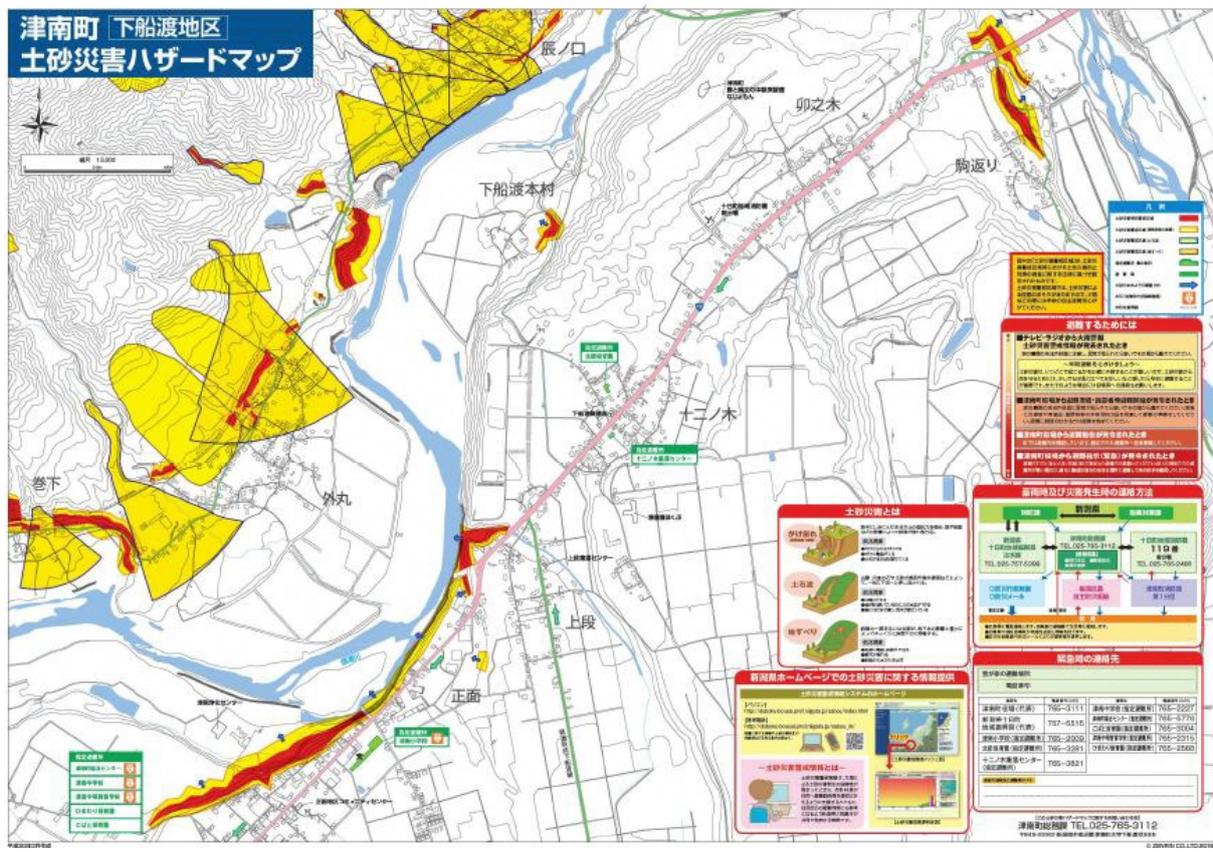
③ 想定される災害リスク

◆地震

十日町断層帯は、十日町断層帯西部と十日町断層帯東部に区分されている。十日町断層帯西部は、小千谷市から十日町、十日町を経て津南町にかけて北北東—南南西に延びており、約33キロメートルの長さを有している。十日町断層帯東部は十日町市北部から十日町市南部に至る断層帯で、19キロメートルの長さを有している。この活断層帯では、今後30年の間に地震が発生する確率は、十日町断層帯西部で3%以上、十日町断層帯東部で0.4%～0.7%と推定されている。

◆土砂災害

信濃川左岸は魚沼層群礫層で形成され、地滑りが多い地形であることから、長雨、大雨、地震発生時に地滑りが発生するリスクが高く想定されており、津南町の土砂災害ハザードマップでも信濃川左岸に危険個所が集中している。



◆感染症

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

◆豪雪

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

当町の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっており、降雪期に地震が発生した場合の複合災害の発生が懸念される。

過去にも 2011 年 3 月 12 日に長野県北部地震が発生していることもあり、注意が必要となっている。

(2) 商工業者の状況

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	87	42	7	87	57	97	40	417
小規模事業者数	82	32	6	72	54	84	35	365
会員数	78	29	7	65	49	54	28	310
立地状況	町内全域に分布							

(当会独自名簿より 令和7年7月9日現在 定款・特別会員含まない)

津南町の基幹産業は農業で、「農を以て立町の基と為す」を町是としており、特に魚沼産コシヒカリ、雪下にんじん、アスパラガス、とうもろこしなどの野菜や、日本一の産地であるカサブランカのユリが特産品となっている。また、年間約50万人の観光入込客があり、観光産業にも力を入れている。企業誘致による製造業や地元で生産されている野菜を使用した食品加工なども行われており地域雇用創出の場となっている。一方、人口の減少と高齢化により人材不足が多くの業種で発生しており、建設業においては技術継承が課題となっている。また、事業廃業を考える方も多くあり、商工業者数は減少傾向となっている。

(3) これまでの取組み

① 当町の取組み

- ・津南町地域防災計画の策定
- ・津南町防災訓練の実施
- ・津南町広報無線、町ホームページ等の防災情報発信

② 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）や総合火災共済（新潟県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・津南町商工会危機管理マニュアルの策定
- ・防災備品（ヘルメット、懐中電灯、軍手等）の準備

II 課題

危機管理マニュアルは作成済みであるが、日常の確認や訓練が無い場合自然災害等の緊急時の取組体制は十分ではない。地元以外の職員もいることから、勤務時間外時の災害が発生した場合の対応に支障がある状況でもあり、日常での事前対策訓練並びに行政や関係機関との連携体制の確認が必要である。更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している事もあり、外部及び上部組織の援助を必要としていることから職員の業務知識向上も課題となっている。

地域内小規模事業者においては災害発生や感染症を「他人事」のように考えている者も多く、日頃から災害発生時のリスク回避対策の重要性並びにBCP計画策定の周知が必要となっている。

また、感染症対策について、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調

不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 保険・共済に対する助言を行える職員の業務知識向上を図るため、上部組織が実施する研修会や説明会に積極的に参加すると共に、職場内における定期的なOJTを実施する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成30年に策定した「津南町商工会危機管理マニュアル」について本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国・県・町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、各種共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・平成26年に津南町商工会危機管理規程、平成30年に危機管理マニュアルを作成済み(別添)。

3) 関係団体との連携

- ・新潟県火災共済協同組合に担当者の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや共済等の紹介を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等(震度6以上の地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急

事態宣言」が出た場合は、津南町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・津南町地域防災計画に基づき、当会は下記の項目について協力を行う。
- (ア) 会員等の被災状況を把握する。
- (イ) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- (ウ) 行政等の支援策に関する情報を会員等へ周知する。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。連絡手段として電話やFAX、メールにて行うが、通常連絡手段が使用できない場合は直接訪問して被害情報等を共有する。

時期	頻度
発災より1週間	1日に2回程度共有する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する

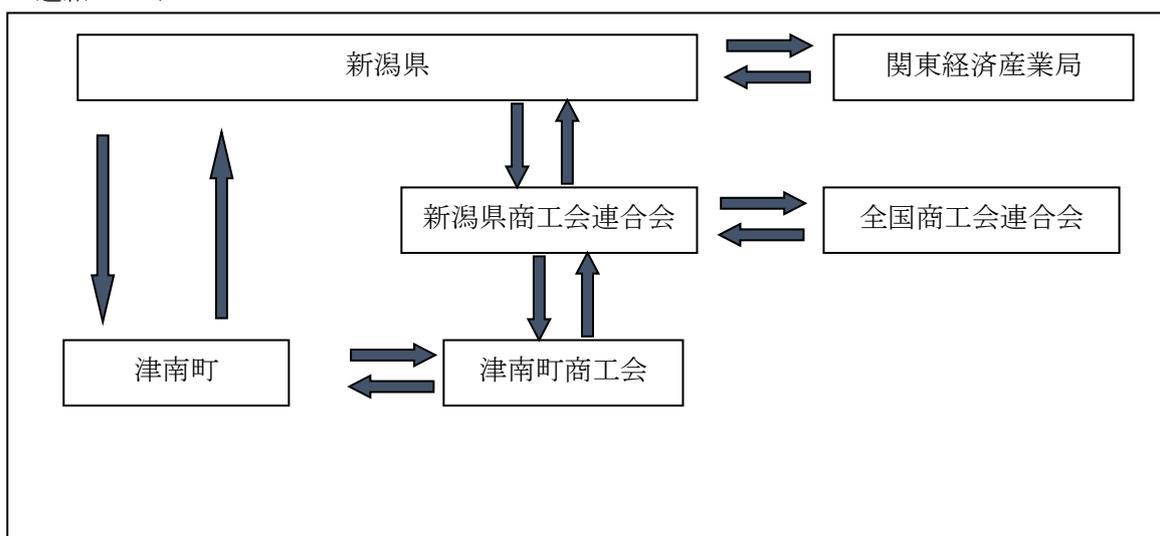
※その他、必要に応じてその都度共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

<連絡ルート>



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、津南町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

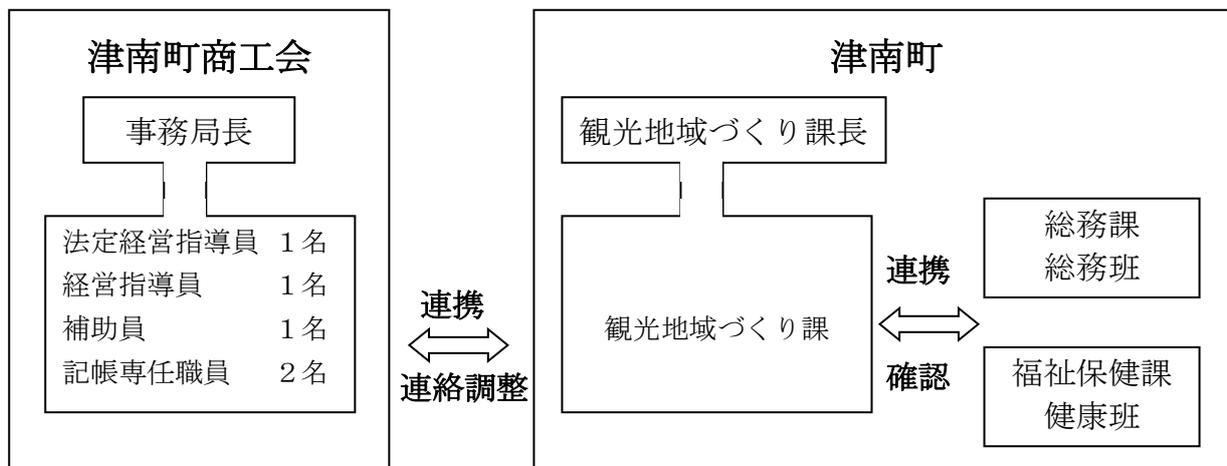
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

【実施体制図】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・氏名：大口 徳人
- ・連絡先：津南町商工会(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

津南町商工会
〒949-8201
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁2920番地
TEL: 025-765-2301 FAX: 025-761-4039
E-mail syoukou@tsunan.or.jp

②関係市町村

津南町役場 観光地域づくり課
〒949-8292
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地
TEL: 025-765-3111 FAX: 025-765-4625
E-mail

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	288	288	288	288	288
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ作成費	55	55	55	55	55
防災、感染症対策費	33	33	33	33	33

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、津南町補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

